

令和6年度保育関係予算要望

我が国の少子高齢化と人口減少の問題は、これまでの想定を超えた厳しい状況にあり、その対策は国や社会・経済の存立基盤を支えるための重要な課題となっています。

子どもの育ちと子育て家庭を支える保育施設は子育て支援の重要な要であるとともに、未来への投資として、また地方創生に不可欠な社会資源です。しかし、人口減少地域においては、利用児童数の減少が進み経営が困難となる保育施設がすでに生じています。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大が長期化し、社会全体が大きく影響を受けている中で、保育は社会の機能を担う重要なインフラであることが再認識され、厳しい状況においても保育所等は、社会を支えるため、保育を継続しています。

令和5年度には、こども施策を総合的に推進するための「こども基本法」が施行され、子ども政策の新たな推進体制の司令塔となる「こども家庭庁」が設立されました。それらのもとで、次代を担う全ての子どもの権利擁護が図られ、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として健やかに成長できる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組む必要があります。

次代を担うすべての子どもたちの成長を支えるために、以下の事項を要望します。

1. 子ども・子育て支援新制度の推進のための恒久的な財源確保

子ども・子育て支援新制度制定時に確認された事項である「量的拡充」、「質の確保」のための職員配置の改善や機能強化、地域の実情や保護者のニーズに適應する体制構築等の実現に向けて、消費税以外の0.3兆円超を含む総額1兆円超の財源を早期にかつ恒久的に確保すること。

なお、「こども・子育て政策の強化について(試案)令和5年3月31日 こども政策担当大臣」において、1歳児と4・5歳児の職員配置基準の改善に言及されており、この機を逸することなく確保すること。

2. 職員の定着・確保を図るための職員処遇の改善

- (1) 子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しにおいて、保育を確保する観点から、公定価格の算定は個別費目の積み上げ方式を堅持するとともに、子どもの年齢、子どもの数及び保育時間(11時間開所)に対応した単価に改善すること。
- (2) 職員の処遇改善に当たっては、「人材確保」と「質の向上」のため、職員の処遇改善が進められているが、保育士と全産業の労働者の平均賃金の差は、依然約5万円の差があることから、公定価格の基本分を引き上げるなど大幅な改善を図ること。
また、職員の平均勤続年数が年々伸びている状況に鑑み、現在そして将来の世代にとって魅力ある職種となるために、更なる処遇改善を図ること。
- (3) 子どもの年齢に対応した保育士等の配置を改善すること。
- (4) チーム保育推進加算の要件を緩和・撤廃すること。
- (5) 令和6年度までに検討し結論を得るとされている社会福祉施設職員等退職手当共済制度を今後も堅持・継続すること。
- (6) 所長設置加算が基本分に位置付けられましたが、保育所長の資格基準を定めること。

- (7) 栄養士(非常勤)配置の日数の増及び調理員の配置基準の見直しとともに、障害児等の支援に必要な職員を配置すること。

3. 保育の質を高める保育対策等の充実

(1) 保育士等保育所職員研修の拡充

- ① 研修期間中の代替保育士の雇上経費の日数及び単価改善を図ること。
- ② すべての保育士等が無理なく研修を受講できるよう、研修体制の充実を図ること。
また、令和4年度からキャリアアップ研修の必須化時期が段階的に整備するとされたところであるが、コロナ禍における研修の実施状況等も勘案して引き続き、慎重な検討を行うこと。

- (2) 子どもの健康・安全確保のために保育所等に看護師を配置すること。また、看護師の配置の基準にあり方について検討を行うこと。

- (3) 放課後児童対策の拡充を図ること。

4. 保育所における地域の子育て支援の推進

- (1) 延長保育事業について、子どもの年齢、人数及び延長時間数に対応した補助制度とするとともに、子どもの安全を確保する観点から子どもが少人数の施設についても2人の保育士等の配置が可能な補助単価とすること。

- (2) 保育所等の地域の子育て支援の強化を図るため、支援担当の保育士等を配置すること。

- (3) 主任保育士等の役割を明確化するとともに、「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会取りまとめ」で示された主任保育士専任加算の要件を緩和・撤廃すること。

- (4) 病児保育事業については、地域の子育て家庭のセーフティネットとして、利用子ども数が少ない保育所等でも安定した運営ができるよう改善を図ること。

5. 人口減少地域における保育所等の支援の強化

人口減少地域において、子どもの育ちを保障し、子育て家庭を支援するため、真に必要とされる社会資源が維持・確保できるよう、認可を受けた保育所等として地方自治体が責任を持って維持することなど、保育の場の確保ができる施策を図ること。

また、地域の保育の場の確保のため、当面、次のような対応を図ること。

- (1) 定員改定が早急にかつ円滑に行われるような仕組みの創設
- (2) 急激な子ども数の減少が生じた場合の臨時的、経過的な公定価格の確保

6. 保育所等施設整備費予算の拡充

- (1) 新子育て安心プランに基づく保育の供給体制の整備のため、引き続き、「就学前教育・保育施設整備交付金」の補助基準単価について、資材費や労務費等の急激な高騰を踏まえた改善を図るとともに、外構及び非常時の備蓄などへの対応拡大を図ること。

- (2) 子どもの環境改善のために、子ども一人当たりの面積基準の改善と「保育対策総合支援事業費補助金」の予算の継続と拡充を図ること。

7. 企業主導型保育事業に対する都道府県等の関与

企業主導による保育事業については、保育の質の向上や需給調整の観点から、都道府県等の関与の仕組みを強化すること。

8. 子育て家庭の負担軽減

幼児教育・保育の無償化については、満3歳児の支給認定の扱いについて、認定こども園の1号認定の無償化が満3歳誕生日の翌月からとなり、保育所は満3歳となった翌年度からとなる違いが生じる制度上の整合性の解消を早期に図りつつ、引き続き、子育て家庭の負担の軽減を図ること。

9. 安全・安心な保育の継続への対応

- (1) 今般の新型コロナウイルス感染症やその他感染症等の発生時における保育の取扱いについて、保健所との役割を整理しつつ、関連通知の整備とともに、感染症を始めとする保健衛生対策のため、引き続き、財政支援の拡大を図ること。
- (2) 保育所等の経営基盤強化のために、常勤の事務職員の配置と安全・安心な保育の実施のためのICT機器の整備ならびに機器活用システムの更新に係る費用や導入後の維持・用費用など財政支援を強化するとともに、子どもや職員の安全管理を図る対策を充実すること。

10. 急激な物価高騰への対応

昨今の国際情勢などに起因する原油価格や食材料費等の急激な高騰は、保育所等の運営に大きく影響を与えており、今後さらなる物価上昇が予想される中、子どもたちの健やかで安全な育ちを保障するためにも、さらなる措置を講じること。

11. 「こども家庭庁」におけるこども政策の推進

子どもを権利の主体として位置づける「こども基本法」の理念が、「こども家庭庁」が推進する施策に反映され、その権利が確実に保証されるとともに、必要な予算の確保と保育の質の向上や処遇改善を図ること。

また、こども政策の司令塔機能を一元的に担う「こども家庭庁」が、今後のこども政策に養護と教育が一体となった保育を反映し、政策を推進していくとともに、こども大綱や、指針、要領等の策定にあたっては、子ども声を十分に聴く機会を取り入れること。

12. 社会福祉法人に対する法人税非課税を維持すること

- (1) 今後の人口減少・超高齢化に伴い急増・多様化する福祉ニーズに対応し、地域のセーフティネットとして、社会福祉法人が持てる力を最大限発揮していくため、現行の社会福祉法人の法人税非課税等の税制を維持すること。
- (2) 保育所等の用に貸した土地及び建物については、貸主の固定資産税及び相続税を減免・免除すること。